

議 第 3 9 号

都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

本市都市公園条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和3年(2021年)2月25日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市都市公園条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市都市公園条例(昭和34年条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第2第1項の表中「100分の3」を「100分の5」に改め、同表第2項の表中

「

470円
720円
970円
420円
670円
920円
42円
37円
50円
100円
250円
500円

「

540円
830円
1,100円
480円
770円
1,100円
48円
43円
58円
120円
290円
580円

840円
350円
19円
18円
670円
180円
180円

960円
400円
21円
19円
770円
190円
190円

」を

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の新潟県柏崎市都市公園条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

新潟県柏崎市都市公園条例（昭和34年3月31日条例第4号）

		改正後		改正前			
別表第2 （第15条、第16条関係）							
1 公園施設を設ける場合							
単位		金額		金額			
1平方メートルにつき1年		公有財産台帳価格の100分の5に相当する額		公有財産台帳価格の100分の3に相当する額			
2 公園施設を占用する場合							
占用物件の種類		単位		金額			
電柱その他これに類するものの	第1種電柱	1本につき1年	540円	第1種電柱	1本につき1年	470円	
	第2種電柱		830円	第2種電柱		720円	
	第3種電柱		1,100円	第3種電柱		970円	
	第1種電話柱		480円	第1種電話柱		420円	
	第2種電話柱		70円	第2種電話柱		670円	
	第3種電話柱		1,100円	第3種電話柱		920円	
	その他の柱類		48円	その他の柱類		42円	
	水道管、下水道管、ガスパイプその他これらに類するもの	外径が0.15メートル未満 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満 外径が0.2メートル以上0.4メートル未満 外径が0.4メートル以上1メートル未満 外径が1メートル以上	長さ1メートルにつき1年	43円 58円 120円 230円 530円	水道管、下水道管、ガスパイプその他これらに類するもの 水道管、下水道管、ガスパイプその他これらに類するもの 水道管、下水道管、ガスパイプその他これらに類するもの 水道管、下水道管、ガスパイプその他これらに類するもの 水道管、下水道管、ガスパイプその他これらに類するもの	長さ1メートルにつき1年 長さ1メートルにつき1年 長さ1メートルにつき1年 長さ1メートルにつき1年 長さ1メートルにつき1年	37円 50円 100円 250円 500円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	900円	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	840円
郵便差出箱及び言書便差出箱		1個につき1年	400円	郵便差出箱及び言書便差出箱	1個につき1年	350円	
競技会、集会、展示会その他これらに	占用期間が1月未満の場合 占用期間が1月以上の場合	占有面積1平方メートルにつき1日 占有面積1平方メートル	2円 19円	競技会、集会、展示会その他これらに 競技会、集会、展示会その他これらに	占有面積1平方メートルにつき1日 占有面積1平方メートル	19円 18円	

改正後		改正前	
類する催しの ために設ける 仮設工作物 標識 工事用板囲い、足場、詰所その他工事用施 設 土石、竹木その他の工事用材料の置場	ト/ムにつき1日	ト/ムにつき1日	
	1本につき1年	1本につき1年	670円
	占用面積1平方メー ト/ムにつき1月	占用面積1平方メー ト/ムにつき1月	180円
	占用面積1平方メー ト/ムにつき1月	占用面積1平方メー ト/ムにつき1月	180円